

9 月市議会定例会議案概要説明書（追加提案分）

〔 单 行 案 〕

議案第 99 号 議決事項中変更について

(令和6年第98号議決 特定事業の契約締結について(多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業))

(多目的エリア整備室)

令和6年8月16日締結の多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業特定事業契約について、議決事項中契約価格の変更を求めるもの

- | | | |
|---|---------|------------------------------|
| 1 | 変更前契約価格 | 23,069,999,700円 |
| | | 上記金額に金利変動及び物価変動等による増減額を加算した額 |
| | 変更後契約価格 | 26,865,542,502円 |
| | | 上記金額に金利変動及び物価変動等による増減額を加算した額 |
| | (差引き) | 3,795,542,802円増 |

2 変更理由及び内容

令和6年9月27日締結の多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業特定事業契約において、令和7年10月6日締結の同契約の変更契約書に基づき、市の指示により事業が一時中止したことに起因した設計・建設費の変更費用を市が負担することとなったため、契約変更をするもの

3 請負人 豊橋ネクストパーク（株）

〔 報 告 〕

報告第30号 専決処分の報告について

(学校教育課)

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている1件100万円以内の次の損害賠償について、同条第2項の規定により報告するもの

- | | |
|----------|---|
| 1 専決年月日 | 令和8年9月7日 |
| 2 損害賠償の額 | 158,464円 |
| 3 事故の概況 | 令和8年8月20日午後2時30分頃、豊橋市神野新田町字ヌノ割38番1地内の店舗駐車場において、本市職員（教育部学校教育課）の運転する普通乗用自動車が後退したところ、後方に駐車してあった相手方所有の軽乗用自動車に誤って接触し、相手方車両を損傷させたもの
(豊橋市過失割合 100%) |

なお、この追加提案については、本日送付させていただきます。
